平成２６年（フ）第３３０号
高知市高須２丁目15番27号　トラハウス39―302号
債務者　松本　泰男
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５３号
高知市長浜4012番地１　改住１号
債務者　伊藤　大輔
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５８号
高知市長浜4981番地　ながはまの里
債務者　和田喜代子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０３１号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目９番21―215号、旧住所埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目９番21―102号
債務者　天野　達夫
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３２号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目９番21―215号、旧住所埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目９番21―102号
債務者　天野　勝代
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６４号
埼玉県北足立郡伊奈町栄３丁目11番地３
債務者　小坂　洋史
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６９号
さいたま市見沼区東大宮７丁目41番地20　グリーンハイツ102
債務者　濱田　道子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７９号
埼玉県戸田市笹目１丁目６番地の12　アペックス戸田306号室
債務者　宮原　武夫
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８２号
埼玉県蓮田市馬込６丁目28番地　蓮田ビューパレー Ａ―123号
債務者　森　　由紀
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５８号
埼玉県川口市安行出羽５丁目12番11号、旧住所埼玉県越谷市宮本町２丁目34番地２　Ｕパレス103
債務者　山本　杏紗（旧姓寒河江）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
埼玉県春日部市藤塚1932番地14　エスポワール102号、旧住所埼玉県春日部市藤塚983番地６　シティハイム城山201号
債務者　長谷川　徹
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４８４号
埼玉県吉川市高富１丁目６番地１　メゾンドモリュー Ⅱ―107号、旧住所茨城県牛久市刈谷町１丁目106番地
債務者　小泉　鮎子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
北海道上川郡下川町一の橋607番地
債務者　木村　健治
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第２０号
北海道天塩郡豊富町字メナシベツ15線東５番地
債務者　小野　一幸
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第１９３号
群馬県高崎市箕郷町西明屋964番地11
債務者　木村　清子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４５８号
埼玉県日高市武蔵台３丁目11番７号
債務者　小林　久男
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５２０号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目２番31号
債務者　峯村　隆仙
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部